

教 育 委 員 会 提 出 議 案

第 4 号

へき地等学校の指定に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 9 日
教 育 長

(理 由)

へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第13条第1項の規定により現行の級地指定区分を見直し、令和6年4月1日をもって指定替えを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年二月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び準へき地学校」を「準へき地学校及び特別の地域に所在する学校等」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（特別の地域に所在する学校等）

第四条 へき地条例第三条第一項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第三のとおりとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

所在地	学校名
田川郡赤村大字赤 築上郡築上町大字小原	赤小学校上赤分校 小原小学校

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

所在地	学校名
田川郡添田町大字落合	落合小学校

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則新旧対照表

改正案

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号。以下「へき地条例」という。)第五条の規定に基づき、へき地学校、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(特別の地域に所在する学校等)

第四条 へき地条例第三条第一項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第三のとおりとする。

別表第二(第三条関係)

所在地	学校名
田川郡赤村大字赤 築上郡築上町大字小原	赤小学校上赤分校 小原小学校

別表第三(第四条関係)

所在地	学校名
田川郡添田町大字落合	落合小学校

現行

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号。以下「へき地条例」という。)第五条の規定に基づき、へき地学校及び準へき地学校を指定するものとする。

(新設)

別表第二(第三条関係)

所在地	学校名
田川郡赤村大字赤 〃 添田町大字落合 築上郡築上町大字小原	赤小学校上赤分校 落合小学校 小原小学校

(新設)